

## 第 43 回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成 25 年 11 月 14 日（木）9:59～11:52

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 白波瀬佐和子

（委 員） 黒澤昌子、津谷典子

（専 門 委 員） 荒木万寿夫、久我尚子、佐藤香

（審議協力者） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、神奈川県

（調査実施者） 総務省統計局統計調査部消費統計課：永島課長、佐藤企画官、寺田統計専門官

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：廣瀬調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計企画官、木村副統計審査官、小野企業統計体系整備専門職

4 議 題 全国消費実態調査の変更について

5 議事録

○白波瀬部会長 では、お時間になりましたので、ただいまから、第 43 回「人口・社会統計部会」を開催いたします。

前回の部会では、審査メモ 1 ページの「（1）基本原則 ①基本的な考え方」から、5 ページの「③その他」の「イ 調査方法」までの論点について審議を行い「（1）基本原則」については一通り審議を終了し、総論として妥当であると判断いたしました。

なお、前回の部会で、委員及び専門委員からの質問及び指摘について、何点か宿題となっているものがあります。

簡単に申し上げますと、次の大きく 5 点かと思えます。

1 点目は「家計簿にプレプリントする『幼稚園の保育料』という表記は妥当か」であるか。

2 点目。「年収・貯蓄等調査票の貯蓄現在高と借入金残高に、選択肢として『あり・なし』を設けることについて」。これについて、前回調査としてはどれぐらい無回答があったのか、あるいは既に「あり・なし」の選択肢を導入している家計調査について「あり」とされたけれども、金額が記入されていないものがどの程度あったのかという質問がありました。

3 点目につきましては「耐久財等調査票で、平成元年より前に取得した自動車等について記入しなくていい」のか。もしそれであれば、そのように明記した方がよいのではないかという質問。

4 点目として、世帯票における「育児休業の取得の有無」の設問は「現時点の状況」と

「今後の予定」という複数の内容を求めているものなので、回答者が迷わないように、調査票の設計を明確にした方がよいのではないかという意見。

そして最後に、「世帯票の『就業・非就業の別』の設問」について、選択肢の順序はどのように設計されたのか、あるいは基本計画で「従業上の地位」が議論されておりますけれども、本調査の選択肢も、できる限りこれに沿うよう、記載内容のバランスも含め、慎重に設計した方がよいのではないか等の御意見を頂きました。

これらについて、本日、調査実施者である総務省統計局で回答を用意されておりますので、後ほど、説明していただきたいと思っております。

なお、先日の第42回部会の結果概要につきまして、現在、事務局から委員、専門委員の皆様へ送付し、内容を御確認いただいておりますので、本日は、未定稿の資料として参考配布しております。

なお、先日の部会終了後、委員・専門委員の皆様から意見・要望や資料の要請等は出されていないようですが、今後も、お気付きの点等がございましたら、事務局まで御遠慮なくメール等で御連絡ください。

また、本日の部会は12時までを予定しております。本日は、この会議室で、13時から、基本計画部会第2ワーキンググループの開催が予定されておりますので、準備の都合もあり、勝手ではございますが、12時までには本部会を終了したいと思っておりますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

それでは、初めに、本日の配布資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○木村総務省政策統括官付副統計審査官 本日の配布資料でございます。

新たにお配りしている資料でございますが、1種類でございます「資料1 総務省統計局説明資料」となります。これにつきましては、先ほど部会長からお話のありましたとおり、前回の部会で、本日改めて説明することとされた事項につきまして、調査実施者である総務省統計局が作成されたものとなっております。このほかは参考資料と致しまして、先日の第42回部会の結果概要（未定稿）でございますが、これも配布しております。

それから、調査実施者の方から席上配布ということで、平成21年、前回の全国消費実態調査の世帯票につきましても、これも参考資料として配布させていただいております。

そのほかの資料につきましては、前回の部会でお配りしたものを使用させていただきます。

事務局からは以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、第2回目の部会審議に入ります。

本日は、まず、前回の部会で宿題となっていた事項について、調査実施者から説明していただき、その審議を最初に行いたいと思っております。

それでは、調査実施者から説明をお願いいたします。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 統計局でございます。

それでは、今、御紹介があった件について、資料1の中に更に資料1-1という資料を入れてございますが、これを使いまして御説明を申し上げます。

お時間の制約もあるみたいですので、五つ頂いた質問、とりあえずまず全部回答の方を御説明させていただいて、御審議をお願いしたいと思います。

○白波瀬部会長 お願いします。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 まず、1 ページのところ、一番最初の質問ですが、いわゆる家計簿の方にプレプリントしている品目のうちの名称として、幼稚園保育料というのがありますが、これでいいのかというお話でございますが、厳密に法令的なことを言いますと、幼稚園というのは学校教育法によって規定されているということで、文部科学省さんの所管のものであってということなのですが、実態論としては、「保育料」という用語が実際には使われているということがございますので、世帯の方に違和感なく記入いただくという意味で「幼稚園の保育料」という表現が妥当であると考えております。

例えば（使用例）と致しましては、公的なものとして地方公共団体さんが世帯に示しているもので、例えば公立幼稚園の園児さんの募集のものであるとか、あるいは私立の幼稚園に通っている方の場合に、公立と私立で授業料が違いますので、その値段の差額を補助金として出しているようなものがございますが、それが保育料の補助金みたいな名称になっているというものもございますので、やはり「保育料」というのが妥当であると考えております。

その下の項目に参りまして、いわゆる貯蓄等の関係で「あり・なし」のところのマークシート式の記入欄を設けたことに関連で、これまでのデータや実績はどうなっていますかというお問合せでございまして、まず、前回の平成21年の全国消費実態調査では、貯蓄現在高の合計欄のところは「0円」になっているあるいは「記入なし」となっているような世帯の数は1,119世帯で、全体の2.1%でございました。比較的記入しにくい項目ですので、この手の調査としてはかなり少ない数字ではないかなと考えております。

それから、別の御質問ですけれども、家計調査の方では既に「あり・なし」のマーク欄があるということなので、そちらの方で「あり」にマークされているけれども、金額の記入がないというものがどれくらいあるかという、ちょっと別のお話になりますが、こちらについて、現時点の貯蓄、負債の関係で公表している最新の月、平成25年6月分について、実際の家計簿に戻って確認しましたところ、幾つか貯蓄の種類で項目があって、それぞれで見ないといけないのですが、各項目ごとに見たものを単純平均したものなのですが、「あり」にマークがあって金額欄には記入がないというデータは、平均で3.1%という割合でございました。

若干、書いてある項目の中身によって、ぶれがあるのですけれども、例えば、生命保険の場合には、今までの支払い総額を書きいただくのですが、こういったものは拒否感というよりは、一々算出するのが面倒だということで、通知を見れば終わりというものでは

ないものですから、そういったものも含まれていまして、多少、でこぼこがございますが、平均で3.1%ということでございます。

これは単なるデータの御紹介ですので、次に行かせていただきますが、2ページ目、三つ目の御質問でございます。

耐久財等調査票において、自動車の所有状況について聞いておりますが、そこで取得時期について、平成以降のものを書かせるような設定になってございました。

それについて、記入者が分かりにくいのではないかと御指摘があり、そもそものこの項目の意義に立ち返ってまた再検討させていただきました。

資産額の算定では、古いものは基本的には0円になってしまっていて関係ないのですけれども、実は所有数量の方を別途公表しておりまして、こちらが結構細かいところまで出していて、1,000世帯当たりの台数ということで出しておりまして、そういう意味で、前回の結果を振り返ってみますと、昭和の時代に取得されたものとしては、持っている世帯の構成比でいいますと、1.2%、所有台数でいきますと、0.9%ということで、1,000世帯当たりになると、まだある程度の数字が出てくるようなレベルでございました。

それから、また5年たっておりますので、かなり少なくなっているとは想像されるのですが、1,000世帯当たりの所有台数を公表していますので、数量的に、今、どうなっているかを念のためもう一度確認して、少なくなっているということが確認できたら、この次の平成31年の調査で廃止していくという方が無難ではないかと再検討の結果思いついて、昭和の時代に取得されたものについても、いつ取得されたかということについて、御記入を頂きたい。多分、これよりも更に小さな数字に、この5年間で新たに昭和63年以前の自動車を取得されるということはずないと思われまますので、更に少なくなっていくとは思いますが、どの程度量的に少なくなるかということは、我々の想像でしか分からないものですから、データとして確認をもう一回とらせていただきたいということでございます。

3ページ、4番目の質問でございます。

今回、世帯票の方に新設した項目の「育児休業の取得の有無」というところ。新しい世帯票で5番という項目ですけれども、こちらで聞いている内容は、9月1日というこの調査の一番最初に始まる日付ですけれども、その日現在で育児休業を取得されている方に、休業期間について、過去にとっている分とこれからとる分を合わせた、トータルの長さとしていくらですかということを御記入いただく項目でございます。

これは主に何のためにとっていますかといいますと、世帯票ですので、収支との相関関係を見たいということでございまして、育児休業期間中は、基本的には給料は出ないということで、収入に大きな影響がある。年収とかに特に大きな影響があるわけですが、それに加えて、当然収入が減ることが分かっているわけですので、使う方にも節約の効果みたいなものがあるのではないかとということで、それがその期間の長さによって2か月休んでいる話なのか、半年なのか、1年なのかということに、当然その心理的な制約

の大きさも変わってくるだろうということで、そこの相関を見たいということで、このような項目として設計をさせていただいたところでございます。何分新設の質問でございますので、多分、1項目だけで分かることにも限界があるということもございますが、更にこれを精緻にという御議論は、今回のデータを取らせていただいて、その上で、また、検討していきたいと思っておりますので、まずは今回、初出の年であるということで、このような形にさせていただきたいと考えております。

それから、最後でございますが、4ページ、5番目の質問でございます。

同じく世帯票の中の「就業・非就業の別」という中に、雇用者、そうでない方がいますが、雇用されている人の中に選択肢が四つございます。

その設計の仕方、順序等についての御質問でございました。

ここの項目は、実は世帯員全員に聞いているのですけれども、最も私どもが注目している、中心として考えておりますのは、収入との関係で、そこが取りたいところでございます。そうすると、当然、収入の額の多寡が影響してまいりますので、普通は一番大きな額の収入があるのが世帯主ということになりますので、世帯主を中心に就業形態の把握を行いたいというような設計の狙いがある項目でございます。

この雇用されている人の前回結果の割合という意味では、世帯主に限ったものですが、下の表にございますように「正規の職員・従業員」というのが86.4%、「パート・アルバイト」というのが10.2%、この二つが大半を占めていて、あといわゆる派遣社員の方が1.3%、その他が2.1%というような形になっておりますので、選択の順序はこの多い順に一致している。必ずしも多い順に並べようという意図があったわけではないですが、現実問題としては一致しているということがございます。

それから、今、あるこの選択肢の内容は、平成21年の調査の時に就業形態のいろいろ多様化が叫ばれていた中でしたので、そのときに見直したものでございまして、平成22年の国勢調査の選択肢と似ているわけですが、平成22年の国勢調査では正規の職員・従業員、派遣社員、パート・アルバイト、その他、ちょっとこの最後の項目が全部一緒になっているのですが、そういう3区分でございましたが、それに比較的近いような選択肢になってございます。

それから、この議論の際に合わせて、基本計画の方での議論も参考にしてはというお話がございまして、ちょっと御注意いただきたいのは、私どもがここに区分しているような就業形態というものであるのに対して、基本計画の議論は、従業上の地位ということで、条項の中の無期の契約か、有期契約とか、あるいは日雇いか、臨時雇いかといったような項目の議論でございまして、若干取りたい項目は別の種類かなというところがございます。基本計画の話は、今後、議論がなされる段階ということもございますが、直接この内容には跳ね返ってくる話ではないのかなと理解してございます。

簡単ですが、以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、ただいまの説明に対して、御意見等がありましたら、御発言いただきたいと思  
います。

まず、順番に御質問及び確認をさせていただきたいのですけれども、最初の質問の調査  
事項で、幼稚園についても保育料という表記は妥当かということにつきまして、基本的  
に妥当であるという御回答を得ました。これにつきまして、何か御意見ありますので  
しょうか。

○津谷委員 これは私がお尋ねしたことです。一言申し上げたいと思います。マイナ  
ーなことですけれども、一番回答者が慣れていらっしゃる、意味がよく分かる表現とい  
うことで、一応、確認を頂いたわけですので、これで結構かと思えます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ほかに何か。

よろしいですか。

ありがとうございます。

では、この御回答でよろしいと了解したいと思えます。

では、2点目の資産でございます。

これにつきまして、具体的な数値を出していただいたのですけれども、御意見、御質問  
等ございますでしょうか。

よろしくをお願いします。

これについても、基本的なデータをお示しく下さいということで、だからどうというこ  
とではなかったの、今、それを言い出すとルール違反かなというところもあるのですけ  
れども、結論としては、この「あり・なし」というところできたいというのが実施者の  
方針ですね。

津谷委員、お願いします。

○津谷委員 これについても、ちょっと発言をした覚えがありますので申し上げます。

基本的には、額をいきなり聞くのではなく、まず「あり」か「なし」かを尋ねる。

そこで「なし」という回答があれば、これは「0」と考えることができるわけですから、  
額が0なのか、それとも回答しなかったのかということの識別がつかます。このようにフ  
ィルターをかけたのは、欠測値を減らすということが目的であったと思えますので、これ  
を見る限り、欠測値が増えてきたのかなと思えます。国勢調査でも不詳が多くなっており  
まして、問題になっているところです。貯蓄は資産の重要な部分ですから、このフィル  
ターがかかっていない状況で、どれくらい不詳があったのかを確認をさせていただきました。

ただ、先ほどからおっしゃっているように、この調査は世帯単位で、個人単位ではない  
ということもあるかと思えますが、不詳は2%、3%という程度ですので、これはそれほ  
ど大きなパーセンテージではないと思えます。

とはいえ、不詳が積み重なっていきますと、集計から漏れてしまう部分が多くなる可能  
性もありますので、今回、コンディションをかけられたことは大変良かったと思えます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

久我専門委員、お願いします。

○久我専門委員 おおむね妥当だと思っておりますが、質問させていただいた意図は、金額欄に記入がありと丸をした後に、金額欄に記入がもしなかった場合、もう少し調査方法に工夫が必要なのかと思ったことです。かなり低いパーセンテージですので、このままで良いと思います。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

いろいろ限られたスペースの中で工夫ということなのですが、一応、御発言いただいた委員、専門委員からも、これで良いだろうということでございますので、これにつきましても、原案で承認するという形に進めたいと思います。

では、3点目でございます。

耐久財等調査票で、平成元年、昭和の時に取得した自動車等についての記入ということで、ございますけれども、これにつきましては、もう一度、今回について、もう一度確認の意味を含めて、調査票の方にカムバックというか、もう一度戻して確認をしたいということでございますけれども、御意見、御質問いかがでしょう。

お願いします。

○津谷委員 確かこれについても私が発言したという覚えがあるのですが、  
「平成元年より前」という部分を見落とす可能性があるのではないかなと思いましたが発言しました。回答者にそこまで詳しく読んでいただければ文句はないのですが、それを読まなくても書いてしまうことで、減価償却ができてしまうということもあるかと思いましたが、よろしいのですかということを確認をさせていただきただけです。

確かにおっしゃるように、前回の構造調査から5年たっていますので、恐らく昭和に取得をした自動車は本当に少なくなっていると思うのですが、調査票にはこれを入れることができますので、今回の調査では、おっしゃるようにやってみて、本当に少ないということが分かれば、次々回の調査で落とすことにすることで賛成です。費用対効果を考えたときに、費用はそれほどないと思いますので、これでよろしいかなと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

○坂井総務省政策統括官付国勢統計企画官 すみません。審査を担当する立場から一点統計局にお聞きしておきたいのですが、本事項は今回限りということではよろしいのですか。それとも、今回の状況を見て次回はあらためて判断されるのか、次回判断されるとすると、そのときのメルクマールみたいなものを、現時点で何かお考えなのでしょうか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 あくまで、今回、念のために確認したいと考えております。

私どもの想定としては、今、構成比で1.2%から0.9%という分母の違いで2種類ありますが、数値が更にもっと小さくなっていて、1,000世帯当たりなので、要するに1,000

分の幾つで見たときに、2とか3とか、少ない数字になっていれば落とせると思いますが、まだ1.2であれば、12という二桁ある数字になっていますので、念のため確認をしたいということでございます。

○白波瀬部会長 よろしいでしょうか。

では、多分、今回限りと言ったときの確認というか、根拠を示しておいた方がもしかしたら次も11かもしれないということになったときにどうするかという、不都合がありますので、ちょっとそこは工夫をして説明をお願いしたいと思えますけれども、一応、復活という御対応で了解をさせていただきたいと思えます。

では、4点目の「育児休業の取得の有無」について、これにつきましては、御意見もあって、厳密なところでは、確かに問題もあるかもしれないけれども、本調査の目的にも省みて、スペース的にもかなり厳しいので、できればこちらの方針で進めたいという実施者の側の御意見なのですけれども、委員、専門委員の方、いかがでしょうか。

津谷委員、お願いします。

○津谷委員 これも前回私が申し上げたことなのですが、先ほどのご説明でその目的は分かりました。

世帯の収入について、働いていた女性が休業することになった場合、ある程度の休業中の所得補償はありますけれども、所得が相当大きく減ることになったときに、育児休業と収入の減少幅の関係をみたいという趣旨はよく分かりました。

ただ、今、この質問を見ておりましたときに、私の思う一番の問題は、今まで何か月休んだのか、これから何か月休むのかということの区別がつかないということです。

この調査は平成26年の9月1日付でなさるわけですね。

そうすると、それまでに既に8か月休んでいる人と、その時点では3か月休んでいて、これから5か月休むつもりの人がいた場合、休業期間はどちらも同じ8か月という回答が出てきます。一方、所得については、調査票を見てもみますと、平成25年12月から平成26年の11月までの1年間の所得となっています。ここで何が言いたいかというと、これから休むつもりという何か月間が、この所得との関係で、合わない、はみ出してしまう部分が出てくるわけですね。

ですから、年収と育児休業との関係を見ようとするのであれば、ちょっと細かい話になるのですが、調査時点で既に何か月休んで、これから何か月休むかを尋ねて、その後合計何か月というように質問を設計しないと、本来の質問の意図がうまく反映されないのではないかなと思います。

極端な話をすると、調査時点で休み始めて1か月の人が1年休むつもりですと、休業期間はあと11か月あります。一方、所得は既に過ぎてしまった期間についてということで、この休業期間のほとんどが所得とは関係ない期間になってきませんか。

もちろん調査票の設計上、質問を変えるのは難しいし、スペースがないことは重々承知しておりますが、子育て支援という考え方からも、本当にきちんと育児休業と所得との関

係性を検証しようとするならば、この9月1日時点という視点を落としてしまうと、実際に休んだ人なのか、これから休むつもりなのか、これからのことと分からなくなり、この質問は非常に使いづらくなってしまいます。これからのことがありますけれども、やはり最初から、もし可能であるならば、そこら辺は押さえておいた方がよろしいのではないかなと私は思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、実施者の方をお願いします。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 御指摘のとおりだと私どもも思っているのですが、スペースの関係もあって、まずはこれでと考えておりましたが、重ねて先生の方から御意見がございましたので、ちょっとここは再検討させていただいて、スペースを増やすというのは多分なしだと思いますので、限られたスペースの中で何かできることがないか、ちょっと考えてみたいと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

関連して、黒澤委員、お願いいたします。

○黒澤委員 失礼しました。

今の津谷委員のおっしゃったことに全く同感でして、これはかなり大事なことだと思います。やはり、この調査から得られたデータをどうやって分析に使うのかという観点から考えますと、有用性がそこで低下してしまうのではないかと思います。

その観点から言いますと、今、何か月の何週間まで取っていらっしゃいますけれども、実はこれは週間までは取らなくても逆によい、それよりは、前後、どれだけ取ったのか、予定がどうあるのかを取った方がよろしいのでは。

もっといえば、9月1日時点でもし取っていなかったとしても、これから1年以内に予定がありますかということも含めて、もしとれたらその予定の期間というものを書いていただく。その可能性としましては、現行の取得している、取得していないというのを、取得している、あるいは予定はあるが取得していないでブランチアウトして、そこにこれまで取った期間と、これから1年以内にどのぐらい取りますかというのを、月数だけでいいので聞いていただくようなことができるとすばらしいのではないかと思います。

すみません。理想ですが。

○白波瀬部会長 お願いします。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 今、私が単に1人で直感的に思ったところは、その週間のところをなくしてそのスペースを使って何か工夫できないかということとございましたので、ちょっとそれを持ち帰って検討してみたいと思いますが、ただ、将来の分については、全部確定的なところを聞きたいというのが私どもの強い思いでございます。何となく予定がありますかということだと、かなりぼやけた回答が来る可能性もあると思いますので、その点はちょっと原案の形を墨守していきたいと考えております。

○白波瀬部会長 どうぞ、津谷委員。

○津谷委員 お答えにかぶせるようですが、これは余り複雑にしない方が良いと思います。

私自身、調査の実施をしたことのある立場から言いますと、恐らく回答者はテレビを見ながら食後のコーヒーを飲んだり、お父さんですと土曜日にビールを飲みながらその片一方で回答をしている場合が多いのではないのでしょうか。まあ、お父さんは家計簿は書かないのかなとも思いますが。とにかく、調査票を一生懸命読んで、沈思して回答をしていただく方ばかりではないと考えますと、調査票はぱっと見たときにわかりやすく、いろいろな方向から一番正確な情報を取れるものにするのが望ましいと思います。その際、週までは分からない、答えられないということがあるのではないのでしょうか。社会生活基本調査のように、全部一日の生活時間をダイアリー方式で書けば別ですけれども、そうでないのだいたい何時間ぐらいという形で大まかに回答されることが多いように思うのです。

ですから、この質問でも、今まで休業何か月、これからの予定何か月と書いて、プラスして合計何か月、もしくは、合計を書いてもらわなくても、今まで何か月、これから何か月とすれば、ある程度この9月1日付の休業の情報と年収をカバーする1年間との関係が分かります。回答者は恐らくそこまで考えられないと思うので、それは統計局の方でお考えいただくとして、やはりこの質問では既に取得した部分とこれから取得予定の部分とを分けないとこのデータの有用性は非常に大きく下がるように思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

久我専門委員、お願いします。

○久我専門委員 私も予定と分けた方がいいと思うのですが、今、週間を落とすというお話がちょっと引っかかりました。女性が育休をとる場合は何か月という単位だと思いますが、男性が育休を取る場合、週間が単位になることが多いのではないのでしょうか。

ですので、週間を落とさない方が良いのではないのでしょうか。

スペースの中ほどに休業期間を記入してくださいという表記がありますので、上に過去のもの、下に予定を書くスペースがあるのではないのでしょうか。

○白波瀬部会長 どうぞ、実施者の方。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 ちょっとテクニカルな話になるのですが、ここで折り目が入っているところは実はマークに使えるものですから、このスペースはある意味デッドスペースになってしまっていて、ですから二つ入れるのは正直困難だと思われま。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

やはり、でも委員の方も無意識のうちに女性が記入すると思っていたところを久我専門委員の方からフレッシュな意見を頂いて、確かにそのとおりだと思いました。

どうぞ。

○津谷委員 委員の御意見についてですが、私も個人的には男性も本当に取得すべきであると強く思っております。

お父さんの子育て参加は本当に大切です。

ただ、一方で、厚生労働省の21世紀成年者縦断調査の結果などをみますと、実は男性の育児休暇取得率は本当に低いです。

確か、厚労省からの受託研究として外部機関が実施した調査によると、育児休業の資格のある男性に対して、もし可能であるならば、状況が許せば、育児休業をしたいと思っている人はどれくらいいるかというところ、状況が許せば、育児休暇を取ってもいい、取りたいと回答した男性は合計およそ10%です。これは全男性ではなくて、取得の資格のある男性ですので、男性の取得率を10%まで上げましょうというのが確か政策ターゲットに使われていたと理解をしております。では、実際に育児休業した夫となると、厚労省の成年者縦断調査によると、1~2%と非常に低い割合です。この調査は子育て期の個人を対象とした調査ではなく、世帯の調査ですので、育児休業する男性は更に少ないのではないのでしょうか。先ほどは予断するなどと言っておいてこんなことを言うては申し訳ありませんが、ここではスペースがない以上、一番うまく収集したデータが使えるように考えていただくということで、月単位とすることが適切ではないかと思えます。育児休業は政策として大変大事です。個人的にも大切に、雇用主が育児休業を奨励してくださっていることは大変に嬉しいことですが、この調査の質問項目としては、先ほどの平成元年以前の自動車よりも該当者が少なくなる可能性があるかなと思えます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

これから普及するところだと思いますし、国の政策を始め、とても大切な政策の基本データとなりますので、ちょっと実施者の方で御検討いただきまして、また御回答をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 承知しました。

○白波瀬部会長 では、質問の最後のところなのですが「就業・非就業の別」のこの表記の仕方につきまして、一応これで妥当ではないかと思うという御回答を頂きました。御意見ありますでしょうか。

お願いいたします。

佐藤専門委員、お願いします。

○佐藤専門委員 資料に就業構造基本調査のデータをお示しいただきましたけれども、これで言いますと、契約社員、嘱託その他は、この調査ではその他になればよろしいわけですね。

それについて、恐らく就業・非就業の別のところに注意書きは、派遣の方は派遣と書けと書いてありますけれども、例えば、契約社員や嘱託の方はその他を選択してくださいといった注意書きが入る余地もありますし、あった方がより正確ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○白波瀬部会長 実施者の方で、お願いします。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 幸い、まだスペースがそこは空いています

ので、注意書きについて検討させていただきたいと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

あとはよろしいでしょうか。

では、御了解いただいたということで、表記については原案のままとさせていただきたいと思います。

育休のところでの質問項目について、たくさん貴重な御意見を頂きましたので、これにつきましては、次回が18日という来週月曜日ということですので、恐らく次々回までにはできますか。いけますか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 多分、この点であれば1回検討した話なので、何とかなるかと思います。

○白波瀬部会長 そうですか。ありがとうございます。

では、速やかな御回答ということで、よろしく願いいたします。

では、引き続きまして、今回、調査事項の変更以降について、審議を頂きますけれども、先日もお伝えしましたとおり、全体の議論の中で、関連する議論があった場合には、各事項でも議論した後も各事項との関連を含め、基本原則については再度議論をしていくというスタイルで進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、引き続きまして、前回お配りしております審査メモの6ページから7ページにかけての「(2)今回調査事項の変更」について、調査実施者から説明を頂きます。

委員及び専門委員の皆様には、これらの今回調査に係る個別の変更事項について、変更理由に係る妥当性を御確認いただくということをお願いしたいと思います。

調査実施者におかれましては、個別の変更事項について、先日の部会で御説明いただいた「基本原則」との関係性を明確に説明していただくことによりまして、委員及び専門委員は変更理由の妥当性を確認できるということになります。

その点に十分留意して御説明をお願いしたいと思います。

なお、前回の部会におきまして、基本原則の説明があったのですが、今回調査における個別の変更事項についても、詳しく説明が行われた事項もございます。審議を効率的に進めるために、既に詳しい説明が行われた変更事項につきましては、本日改めて詳細な説明をしていただく必要はございませんので、簡単に触れる程度で説明をお願いしたいと思います。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 それでは、説明の前に多分あちこちの資料を使うことになると思いますので、まず資料の御確認をお願いしたいと思います。

一番メインになる今回資料は、今日お配りした資料の中の資料1-4というものになります。エクセルの横表形式になっているものですが、文章しかここにはございませんので、実際にはこれだけでは何を書いたかが分かりにくいところがあるかと思いますが。

それで、今日の配布資料、席上でお配りしている前回の調査の世帯票、それから前回の部会で今回調査の世帯票の案というA3判の非常に大きなものをお配りしているかと思

ますが、そのあたりも適宜参照いただくことになると思います。

それから、前回の資料の中で、資料2という厚い束の資料がございまして、私どもの大臣の公印が押してある基幹統計調査の変更についてという資料、この中に別添の3という新旧対照表がついてございます。調査項目がどう変わったかというのは、口で言ったり、文章で見てもなかなか分からないところがありますが、その点が一目瞭然ですので、こちらも入れて、一応、4点ぐらいを適宜参照していただきながら、お聞きいただければと思います。

それでは、幾つかの事項がありますが、ややまとめるところもつくりながら御説明したいと思います。

まず、資料1-4を御覧いただきまして、1ページ目、ちょうど「1. 調査事項」の「(1) 新設」というところがこの1ページになりますので、ここをまずまとめて御説明したいと思います。

一番最初の世帯票の配偶者の部分のところでございますが、こちらは前回の議論の中で世帯類型を明確にするという意味で入れましたということで、御了解いただいたかと考えておりますので、ちょっと中身は省略させていただきたいと思います。

それから、その次の「世帯票[育児休業の取得の有無]」ですが、これは基本原則1-aの「近年の課題及び新たなニーズを踏まえて「介護・育児と所得・消費の関係」を捉えるというために、出ているものでございますが、先ほど審議いただいた事項でございますので、これも省略したいと思います。

それから、3番目の[介護の状況]、同じく育児・介護の一環で入れているものでございますが、これは、平成26年の世帯票の案の方を御覧いただきますと、1枚目、1面の下の方「(13) 介護の状況」というものがございまして、その方が家族の方などを介護しているか、していないかということ新たに聞くということで追加したものでございます。

それから4点目[被災に関する事項]ということでございますが、これは近年、自然災害による被災が増えてきているという中で、こうした面の状況を踏まえて資産、消費との関係を把握するというものでございますが、同じ世帯票案の裏面、第2面に行ってくださいまして、その一番上の行の右の方ですけれども(18)から(21)というところ、IVというところですが「被災に関する事項について」ということで「あなたの世帯は過去5年間の罹災証明書を受けたことがありますか」というところから始まって、その受けた災害の種類、被災した年月、被災による転居の有無。つまり、転居までに至ったかどうか、今、戻られているかないかということを知ること、合計4問ありますけれども、これらによってトータルとしての被災の状況の事実関係を把握して、分析軸にしたいということでございます。

それから、最後、5番目でございますが[設備の有無]というところ。同じ、今、見ていただいた箇所右下のあたり「(31) 設備の有無」というものがございます。

これは、新しく入った項目と、前からある項目があるのですが、以前からある項目につ

いては、この調査票ではなく、耐久財等調査票という別の調査票でしたが、住宅に非常に付随している側面が強いということから、こちらの世帯票の方に移したというところがございます。

そのほかに、新しい項目としては、床暖房、太陽光発電システム、高効率給湯器、家庭用コジェネレーションシステム、家庭用エネルギー管理システムの5点ありますけれども、これは新設のものでございます。

近年の普及状況、あるいはエネルギー消費との関係を見るというのは、1-bにもございます基本計画との関係で捉えるべきものでございますので、いわゆる省エネ関係の設備ということで、太陽熱温水器だけが前回聞いておりましたが、四つを加えまして5種類、この関係の設備について網羅的に取得状況を聞くというような形で修正したものでございます。

簡単ですが、事実関係としては以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

最初に言うのを忘れたのですけれども、審査メモ6ページの「①調査事項に係る変更 ア 変更事項1（新設）」のところ、資料1-4の1ページ目のところです。

世帯票に対応するところで、今、5項目につきまして、まず「配偶者の有無」「育児休業取得の有無」これは先ほど議論しました。

そして「介護の状況」「被災に関する事項」そして「設備の有無」について、実施者の方から御説明がありました。御質問、御意見等、よろしくお願いたします。

○津谷委員 4番目の[被災に関する事項]という、今回新設された質問についてですが、この質問は恐らく資産と収入、つまりストックもフローも被災により影響を受けるだろうということで、新設されたと思うのですが、その一番最後の21番の「被災による転居の有無」という質問で、その下に「一時的に転居し、再度被災前の住居に戻った場合は転居していないとするように」ということなのですが、1回も転居していない人と、以前は転居したことがあるけれども、今は戻った人と、転居してずっとそこを離れたままの人があると考えられます。選択肢のところにスペースがありますので、一度も転居したことのない場合と、一時的に転居したけれども戻った場合とは分けた方がよいのではないのでしょうか。この部分の具体的な表現については、実施部局であるところの統計局にお任せしたいのですが、区別することは必要だと思います。なぜかという、1回も転居しなかった人と、1年とか1年半転居して、避難勧告地域が解除されて元の住居に戻ってきた方とでは、恐らく、フローにもストックにも、就業の仕方にも、さらには同居の形態についても恐らく差があるであろうと思いますので。ここは、より有用な精緻なデータをとるためにも、三つの選択肢を設けてはどうでしょうか。調査でよくあるのは、喫煙についての質問で、その回答には、現在喫煙している、今は吸っていないけれども、以前は吸っていた、吸ったことがない、という三つの選択肢を与えていますので、ここでも三つの選択肢を入れてもいいのではないのでしょうか。余り難しくしない方がいいとも思いますが、この質問

の有用性を上げるためにもお考えを頂いてもいいかなと思いました。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

経験したことがあるかというところで、選択肢をうまく三つぐらいにして、網羅的にできないかという御意見ですけれども、いかがでしょうか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 罹災証明とは、住宅に被害を受けた場合に、そうしたことの証明を自治体等からしてもらおうというもののなのです。ですので、直後はやはり住めなくなっているはずと考えていまして、その状況がこの調査時点でも継続されているぐらい大きなものであったのか、それとも既に以前の状況に復旧されているのか、という二つに大きく分けたいという意図で入っております、一度も転居しないで済んだという場合もあるかとは思いますが、恐らくかなりレアケースの中の更にレアケースかなと想定しております、そういう意味では、いまだ戻れていないという方だけを区別してとりたいという設計意図でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

荒木専門委員、お願いいたします。

○荒木専門委員 関連してなのですけれども、一度、一時的に離れて戻ってくる場合に、自宅を再建していたりする場合というものがあると思うのです。

その場合には、そこでまた負債が発生したりということですから、住める状況だったのが一時待機していた方が戻られた場合と、罹災証明はかなり住宅にダメージを受けていて、再建されて戻ってきた場合の方とは、この設計ですと、区別しづらいのかなと思うのですが、そちらはいかがでしょうか。

○白波瀬部会長 実施者の方、いかがでしょうか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 一応、住めなくなっている状況は同じだと思うのですが、要するに新たに建て直すみたいなのが必要だったかどうかということなのですが、完全に新築になれば、また建築時期を聞いていますので、そちらとのクロスで分かると思っています。中間的なものもいろいろあるかとは思いますが、元々この災害に遭われた方自体はそれほど多くの数ではないと思っていますので、更に細分化というところとちょっと難しい、事項は聞けても、全体の収支との相関関係がちゃんと分かるかというところ、そこはちょっと怪しい部分もあると思っておりますので、できるだけ必要などころで大きなグループに分けていくという意味で設計していますので、まずはこのような形でシンプルに行かせていただきたい。

ただ、初めての設問ですので、結果を見てみると、実はもうちょっとこういう工夫があったのではないかと。後知恵で分かることがあろうかと思っておりますので、それは結果を見させていただいて、また検討をさせていただきたいなと思っております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

関連で、津谷委員。

○津谷委員 趣旨は分かりました。

罹災証明をもらっている人は恐らくそれほどいないだろうということは分かりました。ただ、もちろんこんなことは釈迦に説法なのですけれども、細かく取った情報は合わせられますけれども、大きく取ったものは割れません。何故こういうことを申し上げたかという、罹災証明をもらった人はそんなにたくさんいらっしやらないだろうとは思いますが、最終的な統計局の意図もよく分かりますけれども、この質問をするのは最初ですので、費用対効果を考えて、それほど費用がかからないのであるならば、最初から詳細な情報をとって後で合わせればよろしいのではないのかなと思った次第です。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 変更できるかどうかを含めて、ちょっと引き取らせていただきたいと思います。

○白波瀬部会長 どうぞ。

○坂井総務省政策統括官付国勢統計企画官 すみません。事務局から審査をする立場でもう一点確認させていただきたいのですが、ここまでで先生方から御指摘された事項については、取ることの可能性の話と、取る必要性の話があると思いますが、全体に把握可能性の話を中心に議論されているように感じています。基本原則で書いておられる精緻にとる、分析するということについて、調査実施者としてどこまでなさろうとしているのか、両者を分けて説明していただいた方がいいと思います。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 被害の軽重、深刻さというものをここで我々は取ろうとしているのですけれども、それを取るのに軸が荒っぽ過ぎるのではないかという御指摘だったと理解しております、更にスペース的な問題もありますので、全体にそこを更に精緻にとるという必要性と、取り得るのかという部分とを考えると何か工夫ができないかどうかということを検討させていただきたいと思います。

○白波瀬部会長 恐らく、精緻にとるというのは、調査をするに当たって非常に重要なところだとは思いますが、最初に原理原則というお話から今回、各事項に流れているわけで、そういう意味では、どの意見も確かにごもっともというのが現在のところではあるのですけれども、やはり、そこでももちろん妥当であるというのは、その原理原則のところから見て、やはり、今回の意見については、再検討が必要というところで持ち帰っていただくという流れになっていると思いますので、もちろん精緻にするというのは、どの項目もそうなのですが、その精緻の基準を今回はどこに落としておこうかというところで、恐らく御対応をお願いするということになるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 すみません。説明の仕方が悪かったのかもしれないと思いますが、被災の状況という実態関係を押さえたいというのではなくて、当然、大きな被害を受けていれば、支出にも収入にも影響があるということで、そことの相関を見たいのですが、被害の軽重によって当然相関に違いが出てくるのですが、元々そこを見たいという気持ちで「被災による転居の有無」という 21 番の項目は入れているのです。ここで

は非常にシンプルに入れているのですが、その意図と調査技術的なお話との総合でもう少し工夫はないのかという意味かなと。

被害の軽重を見るというのは、収支との関係を見る上で重要な軸ですが、軽重を書けと言ってストレートに聞いて答えられるものではないですので、どういう聞き方がいいかということで、今、我々は一つの解を提示しているのですが、もっと良い解がないかという御指摘だと思っていますので、少しここはあと1日、2日でというわけにもいかないと思いますので、少し時間をとってもう一度再考させていただいて、結果的にいい知恵がありませんでしたという御回答になるかもしれませんが、ちょっと一度整理させていただきたいということでございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

そういう形で、では対応をお願いしたいと思いますので、次々回以降ということですね。

よろしく願いいたします。

では、黒澤委員、どうぞ。

○黒澤委員 すみません。三つ目の介護の状況に関してなのですが、裏側の16番目に「その他の人」ということで、今、入院のほか、介護保険施設入所というものがあるのですが、この介護保険施設入所というのに、いわゆる有料老人ホームというのは含まれないと伺ったのですが。もしそうであるならば、そういった有料老人ホーム的なものを別途項目として立てる可能性を御配慮いただければというのが意見です。

もちろん、呼称についてはどう括ったらいいのかとなかなか難しいところはあるのですが、一般的に見て、この有料老人ホームというのは、かなり支出にもそして資産においても、大きなインパクトがあり、それは入院あるいは介護保険施設入所以上だと思いますので、それを別途把握するというのは、非常に有用なことではないかと思います。

よろしく願いします。

○白波瀬部会長 では、実施者の方、いかがでしょう。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 すみません。ちょっといろいろこの資料の分け方の都合があったので、多分、先のお話に関連していると思います。資料上の場所の御説明だけちょっとしておきますと、資料1-4の3ページのところに、2の「(1)新設」という選択肢の方の、同じ新設なのですが、ちょっと違うのですが、そこの4番目が、今、おっしゃっていただいたところで、新たな世帯票で言いますと、裏面の「(16)その他の人」というところが、家族であって、世帯の外にいる方について、状況別に人数を書いていたという部分で、今回、選択肢として2番目にあります「介護保険施設入所」というものを新設させていただいたのですが、そこに該当しない人、「入院」でもあるいは「学業」でもない人は「その他」になるのですが、恐らく、今、「その他」のところをもう少し詳しくしてはどうかという御指摘だったかと思います。

ちょっと、今、是非については申し上げにくいので、ちょっとそこは改めてスペースの

関係等もありますので、検討させていただいて、収支との関係を見る上で、重要な話ではないかという御指摘だと思いますので、その必要性のところも含めて検討してみたいと思います。

○黒澤委員 まず、そもそも原案のときに、これを出された背景ということとか、理由はありますか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 こちらは、今の短冊のところを見ていただきますと、結局、介護というものが増えてきているという一環で、世帯内にいる方の状況は世帯票、ほかの項目で分かるのですが、世帯外であっても、これは世帯外の家族というのは、支出のところをその世帯が面倒を見ているところでございますので、大きく支出に影響があるということで、その家族の介護をとりたいというものです。何となく介護と言っても、定義がなかなか難しいので、一応ここの設定としては、公的な介護施設に入っている方という区分できっちり分けさせていただいたのです。別のカテゴリーとも関連があって、分け得るかどうかということも含めて、公的でない介護施設への入所のケースをどうするかについて考えてみたいと思います。

○白波瀬部会長 恐らく、黒澤委員の方からも、その収支の関係で、大きく影響するのは、きっと公的なものだけではないのではないかという御意見だと思いますので、ちょっと再検討をお願いいたしたいと思います。

ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

荒木専門委員。

○荒木専門委員 時間がなくて申し訳ありません。

被災に関する事項なのですけれども、今回の変更というのは不可能だと思っではもちろんいるのですが、やはりその所得とか、消費、資産等の影響ということで言うと、実際に被災された方で世帯主を失っておられる家庭があったり、そういうところのインパクトが多分大きいと思うのです。

もっと大きくは、高齢化が進んでいて、近年に世帯主が亡くなって相続をした家庭かどかというのは、かなり消費の行動とか、資産の構成が変わってくるので、もちろん元々そういう慣習もあるのですが、ただ被災ということで言ったときに、やはり所得、消費に関して見たいというときには、世帯主等の死亡等の状況みたいなものが、今回の相続でかなり整合的に仕上げられるのかなと思うのですけれども、今回は難しいだろうと思うのですが、将来的にそういった項目というのは、死亡がつくというのは難しいものなのでしょうか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 確かに、収支との関係を見たい項目ですけれども、今回の一つの狙いとしては、被災されていない方だけの状況を純粋に見たいという部分がございます。圧倒的多数がそちらですので、つまり、被災された方はどうしてもレアケースになりますので、そこを細分化するのはかなり限界があらうかという思想でお

りますが、そうは言っても被害の軽重が全然違うので、ある程度そこを区別できないだろうかということで、今、21番、先ほど御審議いただいている事項を設けたわけなのです。重い方の被害、影響の方は、多分いろいろなレベルがあると思うのですが、世帯調査というケーススタディではなく、全体像をつかむというものの中で、やっておりますので、そこはどうしても限界があるという点は御了解いただきたいと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

これは、全国消費実態調査ということで、このマクロなところで被災状況を伺いたいということで、それが意味であり、言いかえれば限界でもあるところがございますので、そこはちょっと御了解いただきたいと思いますと考えます。

では、今のところ「変更事項1（新設）」につきまして、ほかに御意見ありますでしょうか。

では、本日、回答されていないとか、検討ということになりました「育児休業の取得の有無」、これは前回からの引き継ぎですね。それと介護状況について、そして被災に関する事項、この3点につきましては、引き続き調査実施者の方から整理の上、御回答いただいて審議するというところにさせていただきたいと思えます。

残りの配偶者の有無と、設備の有無については、御了解を頂いたと整理をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

では、続きまして「①調査事項に係る変更 イ変更事項2（詳細化・整理統合）」につきまして、これは該当する調査票が耐久消費財等調査票でございますけれども、調査実施者の方から御説明をお願いいたします。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 資料1-4につきましては、2ページ目になりますが、そこの一番最初(2)、耐久財品目を見直すということで「対応する基本原則」の方ですと、1-dに「耐久財品目の見直し、記入者負担の軽減」という事項がございます。具体的な修正案という意味では、前回の資料2の別添3というものがございますが、これは新旧対照になってございます。これの3ページ目、それから4ページ目に続いているのですが、3ページ目が調査票はこう変わりますという調査票イメージでございます。

4ページ目に個別の追加品目、廃止品目等が書いてございます。

4ページ目を見ていただきますと、今回の調査で追加している品目が全部で6点ございます。「LED照明器具」、「ホームシアター」、「ホームベーカリー」、「スマートフォン」、「カーナビゲーションシステム」、「電動アシスト自転車」という6点になります。

それから、前回あって今回は入れていないというもの、廃止品目でございますが、「給湯器」、「ユニット家具」、「応接セット」、「じゅうたん」、「電動マッサージチェア」、「電動ミシン」、「ステレオセット又はCD・MDラジオカセット」、「ファクシミリ」、「ゴルフ用具一式」というものがございます。

それから、変更品目としては、従来「ピアノ」という項目であったものを「ピアノ・電子ピアノ」ということで、電子ピアノについても把握できるようにしております。

それから「パソコン」という項目で、前回、一括りになっていたものについては、「デスクトップ型のパソコン」、「ノート型のパソコン」、それから「タブレット端末」の3つに分けております。

「整理統合品目」と致しましては「和だんす」、「洋服だんす」、「整理だんす」と3種類のたんすがあったのですが、一つの「たんす」ということでまとめさせていただいています。

「冷蔵庫」について、これは300リットル未満と以上で二つに分けておったのですが、これを一つの「冷蔵庫」にまとめました。

やはり「洗濯機」についても、二つあったものを一つにまとめたということ、テレビについても同様でございます。

それから、先ほど御説明した「世帯票」に移っていったためになくなっていくものがそこに記載のとおり五つございます。

「(変更理由)」ですけれども、それぞれ下に整理しておりますが、①については、世帯の普及の程度あるいは今後、ブームになってきて普及していくと認められているものといったことを中心に追加しております。

それから、二つ目の廃止項目については、普及率が低い。消費行動を把握する上で調査する必要が低いということでございます。ただし、調査世帯の方が高いものを持っておられている場合には、調査票のこの部分では把握しませんが、その裏面のその他の事項のところ個別に記入いただくという形で、価格の高いものについては、漏れることはないということになります。

それから、③～⑤のどれも読んでいただければ分かるような理由でございますので、ちょっとくどくなりますので、省略したいと思います。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ここにつきましては、記入者負担の軽減というものが最も重要な点として挙げてございます。実際に、別添3の新旧対照表を見ていただいても、平成26年度案については、見やすくなっていると思うのですけれども、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

よろしいでしょうか。

では、この点につきましては、御了承いただいたと整理をさせていただきます。

続きまして「調査事項に係る変更 ウ変更事項3(削除)」について、調査実施者の方から御説明をお願いいたします。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 こちらは、今、見ていただいていた資料1-4ですと2ページの残りの三つでございます。

それで、途中、参照いただいた前回資料2の別添3の新旧対照表で言いますと、まず、最初の項目が31ページになります。これは、現在、住んでいる住居以外で保有している住

宅等について聞いている部分でございますが、平成 21 年の前回調査では「用途」という欄がございまして、「親族居住用」、「賃貸用」、「その他」という 3 区分で聞いておったのですけれども、この部分を今回調査で廃止しているということでございます。

意味合いとしては、基本原則にあります記入者負担の軽減というところを踏まえて、比較的必要性が少ないものを削除するということです。資産額の算出において、使っているものではないため、ここの項目を特に重要なものとしてとる必要はないと整理をさせていただきました。

それから、類似的なもので、その次の 32 ページに今度は土地の関係でございますが、やはり前回までは右の欄が平成 21 年調査ですが、土地の状態ということで、住宅が建っている土地に親族が居住しているもの、親族居住用というものと、住宅が建っている土地であって、賃貸用のもの、それからそれ以外の住宅が建っていないというものの 3 区分があったのですが、ここもやはり資産額の算出においては使わないということがありますので、記入者負担の軽減という観点から削除をさせていただきました。

記入スペースが広がるという意味での記入しやすさという面もメリットとしてあろうかと思えます。

それから、最後の三つ目です。平成 21 年調査の世帯票を席上でお配りしています。

これの裏面に行ってくださいまして、ちょっと分かりにくいのですが、左上の方に「(23) 水洗式トイレの有無（持家のみ）」の住宅について、水洗式かどうかというものを書かせる項目がございました。

ただ、何分もう水洗式というものは普通でございますので、やはり記入者負担の軽減という観点から。これも改めて取るような時代ではなくなっているのだろうということで、削除をさせていただきたいということでございます。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただいまの削除項目につきまして、3 点ほどございましたけれども、御意見、御質問ありますでしょうか。

お願いいたします。

よろしいでしょうか。では、御了解いただいたと理解をし、次に進めさせていただきます。

では、次に審査メモ 6 ページの「②選択肢に係る変更」の「ア変更事項 1（新設）」につきまして、調査実施者の統計局の方から説明をお願いいたします。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 資料があっちこっちに行って恐縮ですが、資料 1－4 の短冊で言いますと、3 ページ目の上段の部分でございます。

四つ項目がございましてけれども、一番最初の「年収・貯蓄等調査票」の「あり・なし」については、前回意見を頂いて、今日回答の 2 番目として説明させていただいた関係ですので省略をしたいと思います。

それから、その次の「世帯票[就業・非就業の別]」のところは、やはり5番目の回答に関連した事項ですので、これも省略をさせていただきたいと思います。

それから3番目でございます。世帯票の「各種学校・塾など」というところでございますが、これはちょっと対照表を見ていただかないと意味が分かりにくいと思いますので、新旧対照表の15ページを御覧いただきたいと思います。

テクニカルな変更ではございますが、前回まではスペースが一つに限られておりましたので、一つのスペースの中で在学者の学校の種別というものと、各種学校・塾などというものを一列に並べて、行っている学校とそれから塾に行っている場合は、いわゆるダブルマークの格好で14番のところにも書いていただくという設計でございましたが、今回、縦型に調査票の設計が変わったのを機に、「各種学校・塾など」は元々独立している要素でしたので、そこを独立させてしまったがゆえに、「通っている、通っていない」について聞かないとそもそも調査として成り立たないということがありますので、そういう設計に変えたという、かなりテクニカルな部分でございます。

それから、4番目の「その他の人」というところですが、これは先ほど御議論があった関係、介護保険施設入所者というものを新たな区分としてとれるようにしたというものでございます。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ここの部分につきましては、既に最初の「年収・貯蓄等調査票」についての残高についてのお話と「就業・非就業の別」、そして世帯票「その他の人」のところの介護保険施設入所等については、議論が既にありますので、この世帯票を「各種学校・塾など」という点につきましては、何か御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

すみません。一つ私の方からいいですか。この「各種学校・塾など」なのですけれども、中身はかなり質が違うように思うのですが、カテゴリー的に一緒にするというのしかないと思うのですけれども、これはちょっと違和感というか、これしかないのですか。自分で代替案がないので、こんな質問の仕方してすみません。ちょっといけないかもしれないのですけれども。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 ここにあるようなところに通っておられると、支出の方で、その補助教育の支出が出てきますので、そことの関係を見たいということです。逆にそちらの支出項目を見ると、もうちょっと細かいことが分かるかもしれませんが、ここではその整合性というところを見たいということと、通っていない方を区別したいという意図でございます。

○白波瀬部会長 分かりました。

一緒に同時に行っているという意味ですね。

ありがとうございます。

ほかに。荒木専門委員。

○荒木専門委員 細かいことで言うと、いわゆるZ会とうのか、通信教育的なものを通してはいないですけれども、後ろの方の費用としては出てしまうということですか。あれも多分、20万とか年間で比較的大きな額ではないでしょうか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 すみません。ちょっと名称から分かりにくくて恐縮ですが、ここの項目としては、在宅通信教育も一応ありにしてくださいということがありまして、もしかしたら「記入のしかた」その他の書類に、分かりやすさの観点から工夫が必要かもしれません。そこは検討させてください。

○白波瀬部会長 黒澤委員。

○黒澤委員 すみません。

今のに関連して、前回もあったのですけれども、この世帯票の記入の仕方という資料は配布していただいていませんよね。ぜひお願いします。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 あくまで前回調査の分までしかまだ作成されておられませんので、御参考で次回の部会に、前回のものということで。新しいところは結局、この議論の結果を踏まえて作りますので、よろしく願いいたします。

○白波瀬部会長 よろしく願いいたします。

記入上の間違いと説明を追加するという点で、マニュアルとして見られればという御意見だったように思いますけれども、できる範囲でよろしく願いいたします。

ほかに御意見ございますでしょうか。

では、この件につきまして、各種学校のところの説明等をちょっと工夫をお考えいただくということで、次々回、よろしく願いいたします。

では、次に移りたいと思います。

「②選択肢に係る変更 イ変更事項2（分割）」というところ。これは該当調査票が家計簿A、B、耐久財等調査票、世帯票となりますけれども、調査実施者の方から御説明をお願いいたします。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 資料1-4の方で申しますと、3ページの残りとして4ページの最初に係る部分、5項目ございます。

まず、最初の「家計簿A、B」のところですが、これも新旧対照を見ていただかないとちょっと分からないと思いますが、新旧対照表の2ページでございます。

現物でもらったものとか、自分の商店などを営んでおられる方が自分の店の商品を自家消費される場合とか、あるいは農業などを営んでいる方が自家産のものをもってこられるとかという部分の項目を書くところなのですからけれども、今まで「自家産」という3番とか、「自分の店の商品」という4番について、厳密に言えば、それぞれ、自分の家庭でそのまま消費する場合と、御近所にお渡しするとか、御親戚の方にあげるとかという贈答用と、2種類ございますので、そこを分けて書いていただいた方が、記入誤り等が防げるだろうということで、記入の正確性向上という観点で、結果精度の向上という観点で分けているものでございます。

それから、その次に、耐久財等調査票の方の自動車の関係、これは前回、内容としてはお話をしておりますが、自動車の種類の中で「ハイブリッド車・電気自動車」として取っていたものを「ハイブリッド車」と「電気自動車」を独立させて選択肢を作ったということでございます。

エネルギー消費の関係をより精緻に把握するという方針のものでございます。

それから、資料の4ページ目の方に参ります。

「世帯票」の[学校の種別]、先ほど出てきた学校のところ、一緒に御説明した方が分かりやすかったかもしれないのですが、ちょっと項目が分かれていたので、説明を分けましたが、従来、「大学等」という一つを選択肢であったものを細分化して「大学」と「短大・高専」と分けている。大学と短大・高専とでは、費用のかかり方なども違うだろうということで、精緻にするということでございます。

それから、その次の「世帯票[要介護・要支援の別]」でございますが、新旧対照表を見ていただいた方がいいかと思いますが、17ページになります。

これまで介護の状況で、家族の中にそういう要介護の方がいるということ、それからいないということで、いる方の方で施設に入所しているのか、居宅サービスを受けているかという別を聞くという形だったのですが、その「いる」の中に括弧して（「要支援」を含む）ということで、要するに要介護、要支援両方入っているような設計でございました。

そこを「要介護」と「要支援」というものを分けるような形でちょっと調査票の作りは変わっていますから、見た感じも違っておりましたが、左側のような形に設計し直したということでございます。

「要介護」と「要支援」とでは、費用等の影響度、あるいは介護をしている方への負担も違いますので、ここは区別してとった方がより分析上いいのではないかということでございます。

それから、最後でございますが、世帯票の「子の住んでいる場所」というところですが、これも新旧対照を見ていただかないと分からないのですが、20ページになります。

新旧対照を見ていただいても、すぐには分からないかもしれませんが、選択肢の設計をほかの調査と合わせて変えたということでございます。

従来の右側の選択肢で言いますと「一緒に住んでいる（生計は同一）」というものと「一緒に住んでいる（生計は別）」、それから「同じ敷地内に住んでいる」というものがございましたが、ここを一つを選択肢にしたということ。

それから、その後のところで「近くに住んでいる（徒歩で5分以内）」の次が「片道1時間未満のところに住んでいる」ということになっていたところを片道15分を基準に更に二つに分けるというような変更をしております。

それから「子はいない」という選択肢について、全然種類が違う選択肢ですので、一番最初に置いて、回答者の誤解がないようにしたという、選択肢の作り方を変えたということでございます。

これについては、住宅・土地統計調査というものを今年やっておりますが、この調査と整合性を図ったというところもございます。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

基本的には、ここは結果精度の向上というところで、カテゴリーを分割しているということになります。あるいは、新たな家族状況の変化というニーズを踏まえたものを反映するというところもあるかと思いますが、御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしく願いいたします。

津谷委員。

○津谷委員 「子の住んでいる場所」の選択肢の変更についてですが、一緒に住んでいても、要は家計を共有しているかどうかの問題になるのではないかと思います。それとは別に、同じ家に住んではいないが、隣同士で住んでいるというものがあつたとしても、これを全部一つにしてしまったということで、その意味は分かります。

これは非常に微妙な問題で、どこまでこれをきちんと分けられるのか。ですので、これだけ詳しく情報を取っても、そのデータの信頼性というか、精度には今一疑問符がつきます。

それに対して、一緒に住んでいないけれども、どれぐらい離れているのかを調べることは有用だと思います。親子が離れて住んでいる距離が世代間のいろいろなコンタクトの頻度に影響するという研究結果が出ておまして、当然、一緒に住んでいなくても、リソースの交換はあるわけですし、育児や介護とかとも関わってきますので、この質問はとても有用だと思いました。

特に「子はいない」という選択肢を一番最初に出したのはとても良かったと思います。

そうしないと、子どものいない人が選択肢を全部読まないという該当する回答がないということになってしまいますと、大変きついで、対象にならない人をまず最初に除外していくということを原則としてやっていくことは大変良い改善であると思います。ただ、それはそうなのですが、生計が同一で一緒に住んでいる子については、調査票の第一面で把握ができますが、同居していないけれども同じ敷地内に住んでいる子については、生計はどうなっているのでしょうか。

先ほど言いましたけれども、どこまでデータの信憑性があるのか分かりませんが、同じ敷地内に住んでいけば、恐らく生計は別なのかな。そうすると、もう関係ないのかな。でも、そうすると、ここでは、同じ敷地内に住んでいるものを含むとされており一緒になっているのですけれども、これは家計を共有しているか、していないのか。部分的に家計を共有しているという場合も多いだろうと思いますので、恐らくこの変更でよいのではないかなと思うのですけれども、この部分について、きちんと検討なさったのかどうか念のためお聞きしたいと思います。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 すみません。先ほどの説明がちょっとシンプル過ぎたような気もするのですが、一緒に住んでいて生計が同一というものは、一面の方の世帯票の項目で特定できる部分なのですが、そこを除外して選択肢を作るのは、なかなか設計上難しいので、今まで入っていたのですが、そもそも一緒に住んでいるということだとすれば、そこは後で除外できるということで、結果の内容として分けておく意味がないということが一つございます。

今回、そういう意味では「一緒に住んでいる（生計は別）」というところと「同じ敷地内に住んでいる」というものが同じカテゴリーに入ってきたということが本質的な変更なのですけれども、こちらはいわば生計が別の子どもが住んでいる場合に、時間や距離としてどれぐらいのところにいるかという観点で設けていましたので、そういう意味で、敷地という区分が同じかどうか、建物が同じかどうかと、その違いは、多分すぐに行けるという意味では余り違いがないだろうということで、一緒のものにしました。分析上そこを区別する意味が余りなかったからと御理解いただければと思います。

生計が同一かどうかは、確かに分析上重要な区分なのですが、それは別の項目から判別可能なので分けなかったということで、ちょっと二つの意味が混在してございます。

○白波瀬部会長 ここでは物理的なところで上げたということですね。

○津谷委員 すみません。しつこいようですが、生計の別の部分は、別の質問から把握できるということですが、具体的にどこから把握なさるのか、念のために教えていただけますか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 要するに、この一緒に住んでいるというところから、同一世帯に子どもがいるというところを引けば良いという意味の、それだけの話でございます。深い意味で申し上げてはおりません。

○白波瀬部会長 多分、先生が考えていらっしゃるの全員ということなので、それについてはなかなか難しいかもしれないですね。

でもこの世帯票のフェースのところを基準にしてここの関係を見るという意味でだと思えるのですけれども、それ以上はなかなか難しいかもしれないです。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 ちょっと補足いたします。

従来から、この事項は、複数のお子さんが出て、近接の関係が違う場合は、一番近いところを基準に書いてしまうので、そういう意味では、そこの継続性という意味では、世帯票に、当然、同一の世帯ということで入っているものは入ってきているはずなので区別できるということで、ほかに子がいるではないかという御議論も当然あるのですけれども、その情報はここでは従来からも取られていないということでございます。

○白波瀬部会長 このあたりは本当はすごく重要で、すごく精緻なデータが多分必要なのですけれども、一応、ここを一つ妥当という形で進めさせていただいたらどうかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

ありがとうございます。

では、御了解いただいたということで、次に進めさせていただきたいと思います。

では「②選択肢に係る変更 ウ変更事項3（統合）」について、調査実施者の方から御説明をお願いいたします。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 資料1－4の方の4ページの残りの部分でございませう。

五つございませうけれども、最初の「耐久財等調査票「会員権」」のところは、前回、実は触れさせていただきまして、会員権と言っていたものを一つにまとめて取りませうよということ既に御説明させていただいたので、ここは省略を致しませう。

あと、その次の四つは、どれも世の中の状況とか世帯の多様化の状況を踏まえて、簡略化をするというものでございませうが、これも新旧対照を見ていただいた方が分かります。

23 ページのところからの一連のものでございませう。

まず、23 ページが「住居の建て方」というところではございませうが、右側の方が平成 21 年、前回のものですが「一戸建」の次に「長屋建（テラスハウスを含む）」というものがございませうが、この数がそれほど多くないということがございませうしたので、選択肢としては分けず、その他という中に統合して「その他（長屋建・テラスハウスを含む）」という形にするということではございませう。

それから、後に出てくるのですが、先に言ってしまうと、資料1－4の5ページの（4）のところに出てくるお話なのですが、見ればお分かりのとおり、選択肢が随分少なくなっていると思われると思ひますが「共同住宅」というところをこれまで「1、2階建て」、「3～5階」、「6～10階」、「11階以上」と区分しておったのですが、結構高層マンションが増えてまいりましたので、こういうざっくりとした区分で聞くというよりは、何階建てですかということを書いていただいた方が、どれに当たるのだろうと一々考えていただくよりもある種答えやすいかなということもございませうして、そのような変更をさせていただきます。ちょっと併せて説明をさせていただきます。

それから、新旧対照の次のページです。

続けて 24 ページの方になりますが「住居の所有関係」のところではございませう。

二つありまして、平成 21 年の最初と 2 番目の選択肢のものを「持ち家」ということで一つにまとめておひませう。それから、3 番目と 4 番目の選択肢のところを「民営の賃貸住宅」ということでまとめておひませう。

これは今まで何が違っていたかといひませうと、家の名義が自分や家族の名義なのか、それとも別に住んでいる親御さん等の名義なのか、というところを分けておったのですが、そういったところをまとめるというのが「持ち家」の方ではございませう。

「民営の賃貸住宅」の方では、トイレとか炊事用の流しが専用か、共用か、ということでは分けておったのですが、これを統合するというものでございませう。

それぞれ理由と致しましては、名義の関係については、集計世帯数として最初の選択肢でない方が非常に少ないということがございませうしたので、統合するというものでございませう。

す。

それから、2番目の共用か専用かということにつきましては、やはりほとんどが専用になってきているということがありましたので、分けてとらえるほどの必要性がないということで、統合するということでございます。

それから、新旧対照の25ページのところでございますが、やはり似たような感じのところでございますが、今度は土地の関係で、地代を払っている場合なのですが「地代支払の有無」というものをとっておりますが、地代支払いがないというものが従来は選択肢が二つございまして、自分又は家族の名義の土地だからというものと、そうではない親御さん等の名義になっている土地だからというもの、とを分けておったのですが、今と同様の理由でここを統合するということでございます。

簡単ですが、以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、先ほどの御説明につきまして、御質問、御意見ございましたら、よろしくお願いたします。

では、佐藤専門委員、お願いします。

○佐藤専門委員 住居の所有関係ですが、統合につきまして、御説明いただきましたが、妥当な統合だと思います。

もちろん、数が少ないということもありますけれども、回答者の負担も選択肢が多過ぎると全部読むという意味で、それでしかも微妙な差異を問うているので、このぐらいの方が答えやすいと思いますので、賛成します。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、御了解いただいたと了承したいと思います。

ありがとうございます。

では「②選択肢に係る変更 変更事項4（変更）」、この変更についてもよろしいでしょうか。

では、この点についても、御了解いただいたということで、ありがとうございます。

では、次に、審査メモの7ページ「③その他の変更」について、調査実施者の統計局の方から御説明を致します。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 ここは、資料1-4で行きますと、ページ数としてはちょっと多岐にわたっております。5~8ページのところなのですが、内容的にはテクニカルディテールのなところで、かなり軽微なものが多いのではないかと考えております。

まず、5ページのところですが、最初の二つは、今回、宿題を頂いて御回答している内容ですので、既に御審議いただいたものだと考えております。

それから、その下の(1)のところの残りの三つは、今まで和暦だけだったところを西暦と和暦、どちらでも回答できるようにという、回答者の利便を向上したというところで

ございまして、正にテクニカルディテールそのものでございます。

「（２）記入年時の変更」ということでございますが、世帯票の建築時期のところは、この間、御説明を実はさせていただいたところで、残価率の計算で使えるようなものと整合性をとれるように、前回調査での「昭和 35 年以前」という表記を、今回は 5 年たっているので「昭和 40 年以前」に変更するというものでございました。

同様の変更がほかの項目「住居への入居時期」のところでもあるということで、お考えいただければと思います。

6 ページに参りまして、最初の項目は、今と同じような理由で、確か、前回、御説明したと思います。それから、その次の（３）でございますが、これは「記入方式の変更」ということで、これも、多分、前回話が及んだような気もするのですが、世帯票の方を見ていただきますと、新しい世帯票の「続柄」というところ。（１）のところに「世帯主」以降、選択肢が 12 個ありますが、ここが今までフリー記入、自分で手書きしてもらおうという形式だったものを、この 12 個の項目から選んでマークをしていただくという形に改めております。

同様のことが世帯主を主に支える人というところにも、ちょっと回答の場所は別になりますが、同じような変更をして、マーク記入方式に変えております。

それから、その次はちょっと見ていかないとこれは分からないので恐縮ですが、新旧対照の 33 ページを御覧いただければと思いますが、家計簿 C という、乙調査、いわゆる個人の収支を把握する調査の方で用いるものでございます。

この乙調査には、今回、出てきている家計簿 C のほかに個々人の世帯員が自分がもらった収入の支出を書きいただく、いわゆるこづかい帳があるのですが、そのこづかい帳の元帳みたいなものの性格の家計簿 C というものは、何を書きいただくかということ、その各世帯員にいわばお小遣いとして渡したときの内容、それから渡されたお小遣いから各世帯員が個人的に支出をしたものについて、家計簿をつけている方が分かれば、支出時点にその中身を書きいただくというものです。二つの内容を書きいただくものですが、ちょっと微妙な内容の違いが分かりにくいということがありましたので、それを今回、別々の項目に分けて、「Ⅰ 世帯員へのこづかい」「Ⅱ 世帯員の個人的な支出」ということで、二つの項目があるということがはっきりと分かるようにしたということでございます。

それから、6 ページの一番最後のところですが、これは先ほど介護のところを御説明したときに、一緒に言えばよかったのですが、要介護のところの把握、項目の変更で見ていただきましたが、前回までは、その世帯全体でそういう方がいるかどうかと、その要介護の方の内容を書きいただいていたのですが、場合によっては複数の方が世帯内に介護を受ける方である可能性もありますので、今回は世帯票が大きくなったということもありますので、各世帯員で答えていただくような形に改めております。

そこを併せてリマークしておきます。

それから、7 ページに参りますが、更に「（５）名称の変更」ということで、更にディ

テールでございます。

新旧対照の2ページを御覧いただきたいと思いますが、先ほど、これも見ていただいたところですが、併せて言えばよかったのをちょっと忘れてしまったのですが、従来、2番のところが「もらい物」という名称で書いていましたが、内容的には人からもてなしを受けたときも書くということで、より正確にということで、「もらい物・もてなし」という表記に変更するというところでございます。

それから、その次の「年収・貯蓄等調査票」の変更の外国株式のお話は、前回、お話しをさせていただいたので、省略を致します。

それから、その次の自動車の関係ですが、新旧対照表の5ページを御覧いただければと思いますが、本当に微妙なところですが、平成21年調査票の方の一番右に先ほど申し上げたガソリンとかディーゼル車とか、電気自動車とか申し上げましたが、一番上のところが「動力・排気量」という表記だったのですが、分かりにくいということで「種類」という表記に簡単にしましたという、ここでわざわざ御説明すべきかどうかと迷うぐらいの内容でございます。

それから、その次の「学校の種別」のところは、前回、御説明させていただきました。

その次「世帯票「住居の構造」」のところですが、見ていただいた方が早いですね。

新旧対照の22ページになります。これも中身の変更ではありません。テクニカルなところでは。

「住居の構造」というところで、四つ選択肢があるうちの最初の二つが「木造」と「防火木造」という木で造られているけれども、2種類ありますということで、分けていただいているのですが、木造と違って、防火木造はよく分からないけれども、木造と回答するという可能性があるものですから「木造（防火木造を除く）」という表記を、木造の方に追加して、正確性を確保するという狙いでございます。

それから、23ページの方がその次の「住居の建て方」の関係ですが、これは名称を共同住宅の後ろに「（アパート、マンションなど）」ということを追加したという、分かりやすいようにしたということでございます。

それから、防火木造の話は今と同じことでございます。

以上が7ページのところでございます。

それから、8ページに参りますが、更にディテールでございますが、最初の項目、これは前回もちょっと申し上げたかもしれないと思うのですが、金額を書く欄を上額を書く方もいるだろうということで、少し増やしたということで、5桁だったものを6桁にしましたという変更です。

3番目の項目の満年齢のところも、要するに100歳以上の方がいるので、今まで2桁だったところを100歳の方が1と書けるように3桁にしたという変更でございます。

それから、ちょっと飛ばしましたが、2番目の自動車のところ。非常に細かいですが、一遍に書ける自動車の台数が今まで4台だったのですが、所有台数が大分減ってきている

ということがありますので、その状況を勘案して3台、それから自動二輪等のところは2台に変更した。その分、1個1個字が大きくできるとか、いろいろ回答者の見やすさの面のメリットがありますので、そういう変更をしたということでございます。

それから、先ほど申し上げた家計簿Cのペアになっている個々人のお小遣いを書いていただく個人的な支出の個人収支簿ですけれども、ここに外食を書く欄があるのですけれども、そこの記入欄を少し外食の回数が増えてきたので、多くのデータが書けるように追加したという変更でございます。

それから最後の(7)の関係、世帯表はA4判からA3判にしたというのは、前回、御説明したとおりでございますし、各世帯員個別の状況を把握できるようにしたというのも、前に、申し上げましたが、細かいことを申しますと、従前は小さい中に5名連記で書いていただきましたが、4名連記に変える。5名以上いる場合にするのですかという御質問が前回あったと思いますが、そういう場合は、2枚以上の調査票をお配りするということになります。

駆け足でしたが、以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、その他のところの変更ということで、資料1-4の5ページのところから、御確認いただきたいのですけれども、回答欄の追加につきまして、御意見ございますでしょうか。

では、結果精度の向上ということが原則として背景にあるのですけれども、回答欄の追加については妥当ということで了解をしたいと思います。

では、②の「記入年時の変更」について、御意見がありましたら、お願いいたします。

では、これについても妥当と了解をさせていただきたいと思えます。

次は、6ページのところの「記入方式の変更」と「(4) 記入単位の変更」というところで、これについても。

では津谷委員。

○津谷委員 (4)の一覧のところの「記入単位の変更」の世帯票の「要介護・要支援の別」のところですが、これは世帯単位だったものを個人単位に変更するというので、要介護・要支援者はそれぞれ複数いる場合もあるし、誰が要介護・要支援なのかということ特定することは大変大事ですので、これはすごく良い改善だと思います。

ただ、細かいことですが、この世帯票を見ますと、(14)がそれに当たるわけですが、「要介護・要支援の別」として、その下に太字で「40歳未満の方は、回答不要です」と書いてあります。これは、世帯員が40歳未満の場合には回答する必要はないということですよ。40歳未満の人は介護保険の対象にならないので、これは当然のことなのですが、この部分を回答者自身が40歳未満の場合にはこの質問には答える必要がないと誤解して、次の質問に飛んでしまう可能性があります。この世帯票はマトリックス方式になっており、その方式でずっと回答してきたときに、ここでそれが変わってしまうことになります。

おまけにこの質問はこのページの一番下にありますので、この質問に答えなくて次の質問に移っていく恐れがあります。これはちょっと杞憂かもしれませんが、もしスペースがあれば、誤解を防ぐためにも、40歳未満の世帯員については回答不要と明記された方がよいと思います。今回、世帯票の設計を新しくされましたので、その方が良いのではないかなと思います。

○白波瀬部会長 いかがでしょう。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 お分かりだと思うのですが、杞憂のところもあるのですが、念のため少し補足しますと、(13)は、その方が誰かを介護しているかどうかということを知っている質問で、(14)は実は、その方が介護しているというつもりで見るとちょっと誤解があり得るなというのはあるのですが、これはその方が介護されている場合に「要介護・要支援の別」を書いていただくので、当然、その方が40歳未満だったら、そこに入ってこないという意味なのです。

○津谷委員 これは各世帯員について知っているのですか。

そうだとすれば、介護をする側とされる側についての質問ですね。つまり、ケアギバーとケアレシーバーについての。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 そうですね。ですから、ちょっとその辺は表現がやや問題なのかもしれません。

○津谷委員 いずれにせよ調査票を新しくなされたので、この点についても少しお考えになればと思います。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 ちょっとここ全体の表現を13、14併せてミスがないようにちょっと直すべきところがあれば対応したいと思います。

○白波瀬部会長 お願いします。

私もこのところ、ちょっと立場が逆のところがあるところがあるので、誤解を招くように思いますので、御検討をお願いできればと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

では、今、「記入単位の変更」のところは再検討ということなのですが、6ページまでは御了解いただいたと進めさせていただきたいと思います。

では、7ページ「(5)名称の変更」についてはいかがでしょうか。

御意見ございましたら、よろしく願いいたします。

これは結果精度を向上するために、名称をより時代とも合うような形で変更したということでございます。

では、この点につきましても、御了解いただいたということで、進めさせていただきます。

では、資料1-4の8ページの「(6)記入行数・桁数の変更」ということなのですが、これについてはいかがでしょう。

ありがとうございます。

この点についても、御了解いただいたとしたいと思います。

では「(7) 様式の変更」については、御意見ございますでしょうか。

では、この点も御了解いただいたということで、この場を締めくくりたいと思います。  
ありがとうございました。

かなり盛りだくさんで、説明していただく調査実施者の方も大変、こちらが好きなことを一人ずつ言うのですけれども、相手方は1名でございますので、もうそろそろ今回は審議としてはこのあたりでまとめさせていただきたいと思います。

本日の審議はこれまでとさせていただきます。

○山田総務省政策統括官付統計審査官 すみません。本日御提出いただいている資料で、1-2と1-3というものがあつたかと思うのですが、こちらは何か御説明はありますか。  
○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 これは最初に回答させていただいた自動車のところの関係で、資料1-2は昭和のものも取れるように戻しますという御説明をさせていただいたので、それをこう直るのですというもので改めて修正した案としてお配りさせていただきました。

それから、非常に微細なところなのですけれども、資料1-3のところ、その関係で2ページのあたりで若干文言を修正しておりますので、改めてもう一回お配りさせていただいたもので、大きな変更ではございません。字句のちょっとした変更でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございました。

では、次回の部会等で引き続き検討が必要とされた事項及び確認、整理すべきとされた事項等については、調査実施者と事務局とにおいて、所用の調整を図りまして、次回あるいは基本的には次々回の26日の部会において考え方を示しいただくということで、資料等の準備をお願いいたします。

なお、皆様方にお願いがございます。

本部会におきまして、審議を効率的に行うために、今回の審議を踏まえ、御確認したい事項とか、御意見等がございましたら、11月20日水曜日までに、事務局まで電子メール等で御連絡を頂ければ幸いです。

御指摘の点につきましては、事務局で取りまとめの上、御指摘等に対する回答を作成いたしまして、次々回となります11月26日の第4回部会資料として提出させていただきたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、次回の部会日程等について、事務局から御連絡をお願いいたします。

○木村総務省政策統括官付副統計審査官 次回の部会でございますが、11月18日、間隔がなくて誠に恐縮でございますが、来週の月曜日、18日の13時からとなっております。

会議室は本日と同じ6階の特別会議室でございます。

部会長からお話のありましたとおり、本日の部会審議につきまして、お気づきの点や、次回の部会において必要な資料等ございましたならば、11月20日、来週の水曜日までにメール等により事務局まで御連絡をお願いいたしたいと存じております。

それから、本日の配布資料でございますが、次回以降の部会におきましても審議資料として使用しますので、お忘れなくお持ちいただきますよう、お願いいたします。

委員、専門委員の方々につきましては、お荷物になるようございましたならば、席上に置いていただければ、事務局の方で保管いたします。

以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

本日も皆様の御協力を得まして、効率的に審議が進んだと思います。

ありがとうございました。

本日の部会は、これで終了いたします。

御苦労さまでございました。

ありがとうございます。